

市P協見舞金給付制度



PTA活動中のケガに
お見舞金を給付します。

給付対象

PTA主催・共催事業に参加された、以下①②に該当する人

※授業中の児童生徒及び教職員は除く

- ①市P協に所属する川崎市立小・中・特別支援学校PTA会員・会員の子ども
- ②PTA主催・共催の行事・催しのために依頼した講師や指導員等

見舞金

一律 5000円



ケガをされた方は事故発生後30日以内に、
市P協のホームページの連絡フォームへ入力してください。
※連絡フォームへの入力をご本人様にお願いしています。



川崎市PTA連絡協議会ホームページ
<https://www.pta-kawasaki.org/>





市P協見舞金給付の流れ

事故発生後連絡

ケガをされたご本人様が、事故発生後30日以内に市P協ホームページのGoogleフォームにてご連絡ください。

病院受診

申請

- ①-1 通院の場合:1回目の領収書の写し
- ①-2 入院の場合:1回目に支払った領収書の写し
- ②事故証明書(市P協ホームページよりダウンロード、PTA会長直筆サイン・印をもらってください)

①-1または①-2と、②をまとめて市P協事務局へ郵送ください。
(切手代は申請者負担とさせていただきます)

審査

市P役員会にて審査いたします。



審査会決定通知

メールにて審査会決定通知(可・否)を送付します。「可」の場合振込先情報をGoogleフォームに入力をお願いします。

※1週間を過ぎても振込先情報の入力がない場合は辞退されたものとさせていただきます。

見舞金振込

振込先情報入力後1週間以内に見舞金5000円を振り込みますのでご確認をお願いします。

